

第 40 号 議 案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(敦賀市監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 敦賀市監査委員に関する条例(昭和50年敦賀市条例第2号)の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは、<u>第243条の2の9第3項</u>(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定により準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは、<u>第243条の2の8第3項</u>(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定により準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、その日から7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p>

(敦賀市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 敦賀市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年敦賀市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。</p>

(敦賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 敦賀市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年敦賀市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任にかかる賠償額が500千円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任にかかる賠償額が500千円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるので、この案を提出する。